平成30年

新城市教育委員会 3月定例会会議録

新城市教育委員会

平成30年3月新城市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 3月22日(木) 午後2時35分から午後4時50分まで
- 2 場 所 開発センター 2階 農林漁業研修室

3 出席委員

和田守功教育長 安形茂樹教育長職務代理者 川口保子委員 瀧川紀幸委員 花田香織委員 原田純一委員 夏目みゆき委員

4 説明のため出席した職員

請井教育部長

林教育総務課長

牧野学校教育課長

櫻本生涯共育課長

熊谷生涯共育課参事

加藤生涯共育課参事

岩山生涯共育課主査

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開会

日程第1 2月会議録の承認

日程第2 3月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 3月の行事・出来事

日程第3 議案

第1号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(教育総務課)

第2号議案 新城市生涯学習推進員の委嘱について(生涯共育課)

第3号議案 新城市文化財の指定について(生涯共育課)

第4号議案 新城市文化財保護審議会委員の任命について(生涯共育課)

第5号議案 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の任命について(生涯共育課)

第6号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱について(生涯共育課)

第7号議案 新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について(生涯共育課)

第8号議案 新城市作手B&G海洋センター管理運営規則の一部改正について(生涯共育課)

第9号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館学術委員及び顧問の委嘱について(生涯共育課)

第10号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について(生涯共育課)

第11号議案 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について(教育総務課)

日程第4 協議事項

(1) 新城市小中学校野外学習推進事業実施要綱について(学校教育課)

日程第5 報告事項

- (1) 3月定例市議会の概要について(教育部長)
- (2) 平成30年度新城市教育研究実践推進事業について (学校教育課)
- (3) つくで交流館の状況について(生涯共育課)
- (4) 作手歴史民俗資料館の管理について(生涯共育課)

日程第6 その他

- (1) 平成30年度教育委員会会議等の日程変更、年間出席会議等について(教育総務課)
- (2) 平成29年度退職辞令伝達・感謝状贈呈式(学校教育課)、市職員辞令交付式(教育総務課) 3月30日(金)午前11時00分 勤労青少年ホーム研修室B ※駐車場 新城小
- (3) 平成30年度発令通知·補職辞令交付式(学校教育課)、市職員辞令交付式(教育総務課) 4月2日(月)午前10時00分 勤労青少年ホーム軽運動場 ※駐車場 新城小
- (4) 教育委員会歓送迎会(学校教育課) 4月2日(月)午後6時30分 湯の風HAZU
- (5) 平成30・31年度スポーツ推進委員辞令交付式(生涯共育課) 4月3日(火)午後6時30分 新城観光ホテル

〇職務代理者

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本年度最後になります3月の定例教育 委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 2月会議録の承認

〇職務代理者

最初に、2月の会議録の承認をよろしくお願いします。

日程第2 3月の新城教育

〇職務代理者

それでは、日程第2、3月の新城教育について、最初に教育長報告をお願いします。

〇教育長

お願いします。全国各地から花の便りが聞かれるようになりました。いつになく早い春の訪れということで、この近くでいうと内金の河津桜も、それから海老の梅園もすっかり地面が花びらで埋め尽くされておりました。卒業式が、6日に中学校、20日に小学校とありましたけれども、それぞれ厳粛で特色ある、そして感動的な式がとり行われていたと思います。それぞれ巣立っていく先の活躍を祈りたいと思います。

6点、お願いします。

1点目は、高校入試の結果ということでございます。中学3年生、それぞれ志望校を目指して第1希望、第2希望に合格していったと思うわけですけれども、現在集計中であります。当面の問題といたしましては、市内の学校がどうであるかということなんですけれども、新城東高校が19人欠員、それから新城高校はゼロ、定員どおりの入学者です。それから、作手校舎が17人欠員ということであります。作手校舎の場合は、市内からの入学者が20名を超えてないといけないのです。20名を切った場合、2年続くとその次の年からは募集をしないということで、今年は、市内合格者17人ということで、来年背水の陣ということになります。

それから、来年からは新城有教館高校の入試にもなってくるわけで、市内からできるだけ地元志望という方がきちっと定数集まってくるといいなと思うんですけれども、この受験者数、ちょっと申し上げますけれども、昨年の中学3年生が480人でした。今年が424人、マイナス56人です。来年が408人、再来年が372人、今の小学校6年生が391人、5年生が376人、4年生が401人ということであります。

それで、有教館高校が全部で6クラス、240人、作手校舎が40人ですので、280人が市内の高校の定数ということであります。私学との関係見ますと、大体半数が私学へ行っているという状況ですので、他地区からの志望者が相当ないとなかなか厳しい状況であります。

いずれにいたしましても、市内の高校が1校に統合されるわけですので、市議会でも申し上げたように新城市としても、スイスとの留学制度とか、さまざまな中高連携の中でしっかりと支援していきたいと思います。総合学科でも県下唯一の特色ある総合学科になってきますので、何とか受験生や受験生の保護者、市民によく理解していってもらいたい勝負の1年になるんではないかなと思います。

2点目ですけれども、教科書採択についてです。以前の教育委員会会議でも確認いたしましたが、

今年度最後の会議でありますので、一度ここで確認したいと思います。平成30年度、来年度は、まず採択区域はこれまでどおり新城・設楽地区で採択していくと。何を採択するかというと、中学校の道徳、それから小学校については、今年使っている教科書を継続採択していくという協議をしていきます。ただし、音楽、図工、家庭科については、東三河と合同の研究調査をしていくということです。平成31年度につきましては、調査員の問題などで東三河地区と合同で採択というか、新城・設楽地区と東三河地区が合併して、大きな東三河地区の教科書採択地域ということで進めていきます。それで、31年度に何をやるかというと、小学校の新しい教科書、この採択と、中学校の継続採択です。継続採択については、これまで教育委員会会議で採択を協議していましたが、文科省の方で調査員をつけて研究して採択しないといかんということですので、中学校と小学校の両方をきちっとした採択調査研究協議会を設けなくてはなりません。とても人数的にも足りませんので、これまで協議してきた判断でよかったと思います。年度あけて、早々に県教委から意向調査がございますので、これまで協議してきた方向で東三河採択地域と一緒にやりますという形で報告していきたいと思います。

3点目は、3月の市議会についてでございます。教育方針につきまして、代表質問、一般質問が7日、8日、9日と3日間にわたり、議長、副議長を除く16名全員が登壇して質問されました。詳しいことにつきましては、後ほど教育部長から報告させていただきます。

4点目ですけれども、人事についてです。異動内示が16日金曜日に教職員、19日月曜日に市職員がございました。教育委員会事務局といたしましては、請井部長が退職、嘱託の加藤さんが退職になります。それから、職員の異動といたしましては、教育総務課の請井さん、それから生涯共育課の早川さん、磯原さん、蓜島さん、神谷さん、大変これまで尽力していただいた職員なんですけれども、他部局に異動になります。それから、学校教育関係は29日にインターネット配信、30日に新聞発表ということになります。

5点目は共育についてです。16日に家庭地域教育推進協議会がございました。いつもは、事務局の共育事業について説明しているわけですけれども、この日は共育についての先進地域である作手地区と八名地区のそれぞれの組織、実践内容の発表を地域の方にやっていただきました。地域の方々が市民としっかりと共育をやっていこうと、子供の支援は無論のこと、大人同士の学びも進めていこうということで、自主的に活発に進めている様子がよくわかりました。

それから、8日に、教育委員と若者議会との懇談会がございました。高校生、大学生、若者の義務教育への関心度というんですか、それをもっていただけること、あるいは教育大学等で学校現場に大学1年生、2年生がボランティアで来ているわけですけれども、大変現場においては好評であります。そういったところにつきましても、しっかりと共育の観点で空白地帯となる若者世代に広がっていけばなということを思います。

それから、2月28日ですけれども、作手小学校で食育講座が行われました。6年生を対象に、作手小学校のOBでありまして、ミシュラン1つ星のフランス料理のシェフであります西山昭二さんが、地元の共育の調理サークルと一緒になって本格的なフランス料理をふるまっていただきました。とても良い会でございました。

それから、6点目は文化財についてでございますけれども、1日に文化財保護審議会が行われまして、古宮城の今後のあり方と、それから冨賀寺所有の美術工芸品の新しい指定について協議されました。

以上、6点です。

〇職務代理者

ありがとうございました。ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問か御意見ございますで しょうか。特にありませんか。

私から、1点お伺いしたいですが、先ほど教育長さんの高校入試の数字ですが、昨年が受験生480人で、今年が424人ということでしたね。

〇教育長

はい。

〇職務代理者

それで、新城東が19人の欠員、作手が17人の欠員で、田口も大きな欠員だったと思いますが、 受験生が56人減という数字ですので、あらかじめ欠員が出るということは予想されていたんでしょ うか。

〇教育長

424人といっても、特別支援等の学校に通う子供たちもいるわけですので、現実にはもっと少なくなっていると思います。新城・設楽地区での受験生の減少、豊川市内での減少を見ますと、募集生徒数の減りよりも、現実の受験生のほうがはるかに減っているわけですので、欠員となることは、やる前から想定できました。だから、本来欠員にならないためには東三河全域でもう少し定数を考えて減員する必要があったんではないかと強く思います。

〇職務代理者

はい。ありがとうございます。来年度、再来年度も生徒数が減っていく傾向ですので、有教館高校 もちょっと気がかりだなと感じました。

〇教育長

ちなみに、田口高校では、普通科は27人、林業科は22人の欠員です。

〇職務代理者

27人というと、定員が。

〇教育長

40人引く27人だから。

〇職務代理者

定員40人ですよね。

〇教育長

ええ。13人が入って、27人が欠員。

〇職務代理者

非常に深刻ですね。

〇教育長

だから、13人と林業科が18人ということだね。

〇職務代理者

はい。そういう厳しい現実があったようです。 2次募集がありますが、なかなかそれも難しい感じですね。

〇教育長

ちなみに、2次募集はもう第1希望、第2希望等で受かっている人は受けることができないので、 実際に受験資格のある生徒がほとんどいないというのが現実です。2次募集しても集まりません。東 京都なんかはもっとひどくて、3次募集までやっているという状況ですね。

〇職務代理者

ということは、定数の問題が大きいので、対応がおくれていたという現実なんでしょうかね。

〇教育長

それもあるし、もう一つは私学補助が非常に手厚くなってきており、公立行くのも私学行くのも、いわゆる授業料の部分だけ見るとそう変わらないんじゃないかということで、東京あたりは私学への流れがすごく大きくなっている。

〇職務代理者

わかりました。ありがとうございました。

それでは、3月の行事・出来事に移りたいと思います。

最初に、教育総務課、お願いします。

〇教育総務課長

それでは、教育総務課の3月の行事・出来事を御説明します。1ページをごらんいただきたいと思います。

- 3月につきましては、本日22日、定例教育委員会会議がございます。
- 30日の金曜日ですが、教育委員会関係の職員の辞令交付式が学校職員の退職辞令の後、引き続き行いますのでよろしくお願いします。
 - 4月になりまして、2日に辞令交付式がございますので、よろしくお願いいたします。
 - 5日ですが、新しく教育委員になられます村松氏の辞令交付式を市長室で行います。

あと、ここに記載されていないですが、5日、第1回教育長等会議が蒲郡市で行われます。そちらには、教育長さんと原田委員の御二人が出席となりますので、よろしくお願いします。

また、19、20日につきましては、東海北陸都市教育長会議で教育長が常滑市に出張いたします。 以上です。

〇職務代理者

学校教育課、お願いします。

〇学校教育課長

先ほど教育長からも話がありましたが、6日、20日、それぞれ卒業式がございました。

6日には、臨時教育委員会会議をしていただきました。

明日、修了式です。

30日には、退職者辞令伝達式、感謝状贈呈式がございますので、御出席をよろしくお願いいたします。

来月になりまして、2日月曜日、平成30年度の発令通知式がございます。こちらもよろしくお願いたします。

入学式について、今年は中学校が先という年です。

以上です。

〇職務代理者

生涯共育課、お願いいたします。

〇生涯共育課長 (共育・文化財)

それでは、2ページをお願いします。生涯共育課共育係の行事について報告いたします。

まず、平日の欄ですが、16日に第3回家庭・地域教育推進協議会を鳳来総合支所で開催しまして、 各団体からの活動報告、共育についての意見交換などを行いました。

また、来週になりますが、29日に第3回新城市社会教育審議会・公民館運営審議会を鳳来総合支 所で開催し、30年度の協議、今年度の報告等を行う予定です。

次に右側の欄で、4日に市子連主催の壁新聞コンクール表彰式を勤労青少年ホームで行いました。 出品作品36点中、市長賞、教育長賞など13作品を表彰いたしました。

10日及び11日の二日間にわたりまして、親子ふれあいパン作り教室を青年の家で開催しました。 子供23名、大人16名で合わせて39名の参加がありました。

来月の主な行事ですが、15日に市子ども会連絡協議会総会が開催される予定です。

続きまして、資料館・保存館の報告ですが、1日に文化財保護審議会を開催しました。文化財の追加指定及び新指定について、協議がありました。また、古宮城址の今後のあり方についてなどが検討されました。

右側の欄で24日に、資料館でふみの蔵コンサートが行われる予定です。今回は、ピアノと声楽の演奏になります。

同じく24日に保存館の行事で、春の歴史ウォーキング「日本100名城・岩村城を攻める」を岐阜県恵那市の現地にて開催する予定です。

来月の主な予定では、29日に資料館まつりが開催されます。これは、設楽原を守る会の総会にあ わせて火縄銃の演武などを行う予定です。

以上です。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

続きまして、スポーツ係の関係ですが、3月の平日、29日来週ですが、社会教育審議会の出席を 予定しております。

土日、祭日夜の関係ですが、3日の土曜日に新城市民鳳来地区ゴルフ大会を開催いたしました。

- 10日土曜日、こどもすぽーつくらぶ、今年度最後の行事を行いました。
- 13日火曜日、スポーツ少年団代表者会議を行いました。
- 15日木曜日、第6回スポーツ推進委員の総務委員会を行いました。
- 21日水曜日、昨日ですが、豊根村雪合戦大会に出場する予定でありましたが、昨日は雨でグラウンドコンディションにより今回は中止になりました。来年度も行うということで、また参加の意向で進めたいと思います。

来月、4月の予定ですが、13日の金曜日に、東三河スポーツ少年団指導者連絡会議のほうへ担当者が出席をいたします。

3日の火曜日にスポーツ推進委員辞令交付式、並びに第1回のスポーツ推進委員の定例会を夜6時 半から新城観光ホテルで行います。

14日土曜日、新城市体育協会の通常総会、12時半から行います。

- 15日日曜日には、第13回春季市民体育大会の総合開会式を桜淵で行います。
- 19日木曜日、第1回スポーツ推進委員の総務委員会を予定しております。

次に、文化事業、文化会館の関係ですが、3月6日火曜日、新城歌舞伎実行委員会を行いました。

- 22日、本日ですが、作手古城まつりの実行委員会を予定しております。
- 25日日曜日、今年度最後の自主文化事業になりますが、三遊亭好楽・小遊三の最後の公演になりますので、文化会館で行います。

来月、4月ですが、市民文化講座の運営委員会を予定しております。日時につきましては未定であります。

- 17日火曜日に、作手古城まつりの実行委員会を予定しております。
- 24日火曜日に、新城歌舞伎実行委員会を予定しています。

次に、図書館の関係ですが、3月5日月曜日、図書館まつりの実行委員会を行いました。

30日の金曜日に、月末ミーティングを予定しています。

それぞれ、絵本読み聞かせの会を毎週土曜日の午後3時から、第3土曜日には英語と日本語で実施するということで行いました。紙芝居の上映については、毎週第2土曜日の午後1時半からということで10日土曜日に実施いたしました。ビデオ上映会、毎週日曜日の午前10時と午後3時30分ごろで実施しております。

来月の予定ですが、4月9日月曜日には、図書館まつりの実行委員会を予定しております。

- 27日金曜日には、愛知県公立図書館長協議会に館長出席の予定であります。
- 30日に月末ミーティングがあります。

土日祭日夜の関係、それぞれ読み聞かせの会、紙芝居の上映会、ビデオ上映会それぞれ、29年同様4月の実施を行っていきます。

以上であります。

〇生涯共育課参事 (博物館)

続きまして、3ページの鳳来寺山自然科学博物館の出来事について説明いたします。

まず、左側の平日です。8日には、長ノ山湿原の道路の補修を行いました。

そして、23日には、東三河ジオパーク推進準備会を東三河県庁で開催する予定にしております。 右の土日祭日と夜につきましては、4日にコノハズク用の巣箱の調査を行いました。残念ながら、

- コノハズクの営巣の証拠はありませんでした。
 - 18日には、長ノ山湿原の柵の取り替え修理を行いました。
- 24日には、ジオガイドの認定講座、今回は新城市内で中央構造線を中心に行う予定にしております。

次に来月です。平日の13日金曜日には、新城ロータリークラブで東三河ジオパークについての講演を予定しております。

右の土日祭日につきましては、15日に博物館学術委員の総会、午後には友の会の総会を予定しております。

- 22日には、長ノ山湿原の環境整備作業を予定しております。
- 29日には、野外学習会「新緑の乳岩・鬼岩」を予定しております。

以上です。

〇職務代理者

ありがとうございました。ただいまの各課の報告につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いします。

どうぞ。

〇委員

生涯共育課の資料館・保存館の文化財保護審議会のことでお伺いしたいんですが、今日の日程の第3号議案で話があるんですけど、私が聞きたいのは古宮城の進捗状況がどうなっているのかということですが、これ、後でやりますか。

〇生涯共育課長 (共育·文化財)

古宮城については、議案にありませんので。

〇委員

では、ちょっと知らせてください。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

はい。古宮城につきまして、この審議会では、現在の状況、特に地権者の方との話の状況について、 こちらから御報告申し上げて、審議会のメンバーの方に状況を確認していただくというところがメー ンでありました。

今後どういうふうに整備していくかというようなところまでは、お話はしておりません。

〇委員

実は、私もこの1週間ぐらい、たまたま駅で散歩の途中だとかいろいろなところで出会ったんですけど、続百名城になってからかなりいろいろな人が来るようになって、それで昨日会った人は鳥取県から来ていたんですけど、今度またスタンプラリーの候補地にもなっているので、相当人がふえると思うんですよね。それで、心配されることが二つあって、一つはきつねが住んでいて、きつねの巣穴が結構あって少し崩れやすくなっている、それが1点。

二つ目は、やっぱり来た人が自由に入っていくので、本来道じゃないところが道になってしまったりだとか、そういうふうになっているので、少し看板などをつくって、こういう順路で回ってくださいとか、あるいはここはおりてはいけませんよだとか、ここは危険だから注意してくださいというような呼びかけをしたほうが、史跡の保存にはいいんじゃないのかなと思うので、またそこら辺もあわせてよろしくお願いしたいなと思っているんですけど。

そういうようなことも、保護審議会で話し合いますか。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

具体的な内容については、そこまではないと思いますけれども、教育委員会で看板などの施設を、 検討して案を出さないと進まないと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

〇委員

では、よろしくお願いします。

〇職務代理者

ほかによろしいですか。

〇委員

一つ、お願いします。学校教育課のハートフルスタッフの打ち合わせなんですけれど、今年度は何

人ぐらいの方がなって、入られるときにはどのような任務があるのかということだけ簡単に教えていただけるとありがたいです。お願いします。

何人の方がハートフルスタッフになって、どのような任務をそれぞれの学校でされているのかというのだけ、もう一度確認させていただきたいと思います。

〇学校教育課長

ここに詳しい資料を持ってきておりませんで、何人ということは正確に答えられませんが、29年度なみの配置になっています。内容としましては、個別の対応が必要な子供さんへの対応が主な業務になっています。

特別支援学級に入ってくださっている方もおりますし、普通学級に入ってくださっている方もおります。

〇委員

そうですよね、わかりました。

〇職務代理者

あとは、よろしいですね。

それでは、次に、議案に入りたいと思います。今日、たくさんありますので、できるだけスムーズ に進められたらなと思います。

日程第3 議案

〇職務代理者

最初に、新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、教育総務課、お願いします。

〇教育総務課長

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。

第1号議案として、新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正ということで、次のように改正するということであります。

中段のところを見てください。

第2条の見出しを「(事務局の内部組織)」に改め、同条第2項を次のように改める。2として、事務局の内部組織は、次の表のとおりとする。教育総務課、庶務係、施設係、学校教育課、生涯共育課、共育係、スポーツ係、文化係、文化財係という形に改めるということです。

以上です。

〇職務代理者

課の設置のところを、事務局の内部組織ということでそれぞれ実情に沿った形で係名が掲載される ということであります。

このことにつきまして、何かございますか。

〇委員

例えば、資料館・保存館はどれに入るのか。それから、図書館はどれに入るのか。確認です。

〇教育総務課長

ここでいうと、文化係の中に図書館関係、文化財係に資料館、保存館、博物館が入ります。 それと、B&Gはスポーツ係になります。

〇委員

わかりました。

〇職務代理者

ほかはよろしいですか。

それでは、ただいまの1号議案の教育委員会事務局組織規則の一部改正につきまして、賛同いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

全員賛成していただきましたので、よろしくお願いします。

それでは、第2号議案に入りますが、この後ずっと生涯共育課続いていきますが、一つ一つの説明 でよろしいですよね。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

そうですね。

〇職務代理者

では、第2号議案の新城市生涯学習推進委員の委嘱について、生涯共育課、お願いします。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

本日別にお配りしております資料で、第2号議案をごらんいただきたいと思います。

今月末をもちまして、生涯学習推進委員の任期が満了しますので、新城市生涯学習推進委員に関する規則第2条の規定に基づきまして、4月1日から1年間の期間の新推進委員の案を次のページのとおり提出させていただきます。

なお、最後のページの名簿番号 7 3 番、菅守地区の推進委員につきましては、来月確定するという ことですので、空欄になっております。確定次第、また御報告させていただきたいと思います。

〇職務代理者

それでは、第2号議案の生涯学習推進委員の委嘱について、まだ決まってないところもあるということですが、この方々で委嘱させていただきたいということであります。 賛成していただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

ありがとうございます。では、全員賛同いただきましたので、よろしくお願いします。 続きまして、第3号議案、新城市文化財の指定について、生涯共育課、お願いします。

〇生涯共育課主査

それでは、文化財担当の岩山から説明させていただきます。

資料につきましては、別冊の文化財の資料で説明していきたいと思います。よろしくお願いします。 先ほどの、行事報告の中にもありましたとおり、3月1日に新城市の文化財保護審議会を開催しま して、この中で富賀寺が所有するものを市の文化財に指定してはどうかというようなこと受けまして、 今日議題に上げさせていただいております。

その内容としましては、これまでの市指定の文化財から追加指定を行うものが4件、新たに市の文化財に指定するもの4件ということで、8件が今回の対象となります。今年に入ってから、盗難の心

配がなく、これまで修理を実施していたものを中心に、歴史的評価のあるものを富賀寺のほうから選定していただきまして、富賀寺のほうから市の指定にしてほしいという要望でお話がありましたので、 審議させていただいたというのが今回の経緯のあらましでございます。

今回、説明内容がたくさんありますので、詳細はお手元の資料で御確認いただきながら物件の概要 のみ口頭で説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、追加指定のものから一つずつ説明させていただきます。

1番目のものにつきましては、昭和58年8月1日に『紙本著色「江山雪月図」「南朝四百八十寺多少楼台烟雨中図」』として指定しました襖絵十六面に、今回写真のものですけども、襖絵4点を追加するというものです。当初の昭和58年の指定時には、保存状態が悪くて襖絵から取り外された、いわゆる「めくり」という状態であったんですけども、そのため指定の除外をしたという経緯がありますけども、今年度になりまして冨賀寺のほうで軸装に修理したということがありまして、保存の意思が明確になったということを受けてということになります。

指定理由としましては、江戸時代後期に名古屋地方で活躍した画家の横井金谷が茶碗とか扇などの小さな器などのものに絵つけを行う作品が多くあったというものに対して、文政5年、1822年に 冨賀寺で大量に大きな画面、ここでは襖絵に描いたということで、冨賀寺での制作活動、広くは東三河地域の活動の一端を知る資料群として評価できるということから、今回追加指定を行いたいと思っております。

また、当初の指定名称では、絵の題材をそのまま指定名称としておりましたので、これですと指定 内容がわかりづらいということでありますので、今回追加指定にあわせて指定名称を『紙本淡彩 四 季山水図 (横井金谷筆)』と名称を改めるということも同時に行いたいと思います。

続きまして、2番目のものですけども、天文21年、1552年、今川義元が冨賀寺に宛てた手紙のうち、冨賀寺大坊宛ての書状のみが指定されていたということなんですけども、今回同時に賜った 冨賀寺衆徒中、いわゆる僧侶に宛てた書状を追加するというものになります。

三つ目につきましては、同じく書状でありますけども、永禄4年の1561年に今川氏真が冨賀寺に宛てた手紙のうち、所領安堵状のみが指定となっておりましたけども、今回同時に賜った朱印状を追加指定するということになります。

追加指定の最後、4番目ですけども、朱印状としまして、昭和33年4月1日に指定した徳川将軍家から賜った12通の朱印状に関連して、今回一つ目としまして、①になりますが、大岡越前の裁きに関する資料、②としまして将軍交代に伴う新たな朱印状の受け取りに関する資料、三つ目としまして、幕府提出用に冨賀寺が用意しました朱印状の写しに関する資料が、それぞれ冨賀寺に残されておりましたので、今回これらの資料群につきましては、朱印状にまつわる当時の様子を知る上で貴重な資料と言えるということから、追加指定を行っていきたいと思っております。

続きまして、今度新しく市指定とする文化財になります。

まず、一つ目としましては、先ほどの追加指定の一番上に紹介しました冨賀寺に残された襖絵ですけども、横井金谷が描いたものと、その弟子の豊谷が描いたものがありまして、今回愛知県史編纂室の調査によりまして、横井金谷に比べると大画面にまとめきる構成力は劣るという評価を受けておるんですけども、豊谷が冨賀寺に襖絵を残しているということにつきましては、金谷がその腕前を認めているからにほかならないということも考えられますし、横井金谷が弟子の豊谷とともに冨賀寺での

制作活動の様子を知る上でも貴重な資料であるということから、「紙本淡彩 山水図(豊谷筆)」と題しまして、新たに市の文化財指定を行うというものになります。

二つ目につきまして、紙本著色釈迦十六善神図になります。この絵画ですけども、釈迦三尊に玄奘、深沙大将、婆藪仙、功徳天など十六善神を、全体的に黒と赤の色合いを中心にして、金泥で金属部分を丁寧に描いているというところで評価を受けております。

富賀寺に伝わる経緯とか製作者は不明ではありますけども、愛知県史の評価によりますと、保存状態も比較的よくて、室町時代の十六善神図の好作例と言える貴重な資料だというような評価を受けておりますので、それを受けまして市の指定を行うということに至っております。

(3) として、この天神図につきましては、菅原道真を描いた資料になります。こちらも愛知県史編纂室の調査によりまして、お顔の表現ですとか服装などが丁寧で、かつ精緻に描かれているということで、作者も「土蔵」という落款から、土蔵栄相であったということが明らかにされています。

全国に現存します土蔵栄相の作品というのは、極めて少なく、大変貴重な資料であるという評価も 受けておりますし、本作品が冨賀寺に収められていた経緯というのはちょっとわからないですが、中 世に最盛期を迎えていたという冨賀寺の歴史を物語る上でも、資料的価値は高いと考えられますので、 今回「紙本淡彩 東帯天神図」としまして、市の指定を行っていきたいと考えています。

最後、大般若波羅密多経の指定になります。通例、大般若波羅密多経は全巻600巻そろいで文化財指定を受けているという事例が全国で多く見られるわけなんですけども、今回この指定につきましては、お寺に残された3巻の大般若波羅密多経とともに、冨賀寺の住職でありました天麗が大般若波羅密多経の奥書を写したものを附けたりということで市の文化財に指定していきたいと思います。附けたりにします住職天麗の奥書の写しですけども、こちらにつきましては、寛政8年、1796年に東栄町の清平寺にあった23巻分の大般若経の奥書を写しとった記録になりますけども、この記録から13世紀前半から15世紀後半にかけて、大般若経が冨賀寺で書写されていたということがわかりました。

また、愛知県史編纂室の調査によりまして、小畑の延命寺ですとか、下吉田の満光寺、あと豊川市の御津神社では、冨賀寺で書写された大般若経が残されているということもわかってきております。なぜ、冨賀寺で書写された大般若経がほかのお寺にあるのかといいますと、修行時600巻の大般若経を使用するわけなんですけども、そのたびに劣化が進んできます。ですけど、使用頻度やほかの状況によって、その損傷していく状態というのは、全巻に平等に進むわけではありませんので、必ず1巻ずつ補修や経巻の補完を行うといったような状況が出てきます。この求めに応じるため、大般若経の経巻の問屋ですとか、製作工場の役割を冨賀寺が果たしていたといったようなことが天麗の冨賀寺の記録からわかったということになります。

600巻の大般若経を書写するということは、それを書く人ですとか、大般若経に使う紙を用意する、写経する時間ですとか、莫大な人と物というものを用意しないといけないということですので、中世の当時でこういったことができたのは、いわゆるお金持ちの富裕層ですとか、大寺院でなければ難しかったのではなかったのかということが考えられていますので、中世のこれら資料によって大般若経とその天麗の富賀寺から、中世を通じて写経の中心寺院として活動していった冨賀寺の実態を明らかにするといったような資料群と評価できますので、また中世に最も栄えたと言われる冨賀寺の証左ともなると考えられますので、今回この大般若経を市の文化財に指定していきたいと考えていくこ

とになります。

簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

〇職務代理者

ありがとうございました。冨賀寺は、さすがに奈良時代にさかのぼる名刹ですので、文化財が非常にたくさんあるお寺さんで、今回は4点の追加指定と、新しく4点の新指定をということになります。 何か、御質問、御意見ありましたらお願いします。

〇委員

追加指定には全然問題ないし、それから新指定もこれでいいだろうなと思うんですが、ちょっとわからないところが、いいですか。

1枚めくったところの最初のものですけど、横井金石の追加理由ということで、この下に写真があって、今1、2、3、4ありますよね。これが四季山水図ですよね。

〇生涯共育課主査

これは、山水図というものになります。もともと、昭和58年に指定していたのが四季山水図になります。

〇委員

そうすると、この部分はつけたりの部分ですよね。

〇生涯共育課主査

はい、つけたりの部分になります。

〇委員

つけたりじゃない、もとの指定のものというのは、やはりこれと大体似たようなものなんですか。

〇生涯共育課主査

雰囲気は似ていますが、四面で一つの春を描いているというふうになりますので、昭和58年の指定のときには16面指定してあります。

〇委員

16面、あったんですね。

〇生涯共育課主査

はい。

〇委員

そのうちの、見方によると保存状態が悪かったものがきちっとできたのでという、そういうことで すね。

〇生涯共育課主査

はい。ですので、トータルで四季山水図として20面指定ということになります。

〇委員

この南朝四百八十寺というのは、これのうちのどれかなんですか。それは別のものですか。

〇生涯共育課参事 (文化・スポーツ・博物館)

別の、当初のものです。

〇委員

わかりました。

〇職務代理者

ほかにございますか。これは、県史編纂室が調査をされて、冨賀寺からも要望があって指定を受けるという、そういう形になったわけですね。

〇生涯共育課主査

そうです。ほかにも、彫刻、仏像の関係で、彫刻とかもたくさんあるんですけれども、ふだんずっと住職さんとか、御家族がお寺にいるということがなくて、盗難を心配されていますので、今回の指定物件であれば御蔵に保管したりとかということで、その辺の心配を檀家さんと相談されて、檀家さんの了解を得たものを今回上げてもらっているという状態にはなっています。

〇職務代理者

ありがとうございます。それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

では、ないようですので、第3号議案の新城市文化財の指定につきまして、賛同いただける方は挙 手をお願いします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

はい、では承認されましたので、よろしくお願いします。

では、第4号議案の新城市文化財保護審議会委員の委嘱について、生涯共育課、お願いします。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

では、資料の12ページになります。ごらんください。

こちらも、今月末をもちまして文化財保護審議会委員の任期が満了になりますので、新城市文化財保護条例第24条の規定に基づきまして、4月1日から2年間の期間の新委員の案を次ページのとおり提出いたします。これまで委員を務めていただきました鈴木氏は継続を希望しないという御本人の御意向がありました。また、昨年御逝去されました大林氏の後任の委員が欠員になっておりましたので、今回新規に2名の候補者を挙げております。4行目、5行目の方になります。そのほかの5名については、今期からの引き続いての候補となっております。

以上、御審議をお願いいたします。

〇職務代理者

2人、新たに交代されるということです。何かございますでしょうか。

では、特にないようですので、第4号議案の新城市文化財保護審議会委員の任命につきまして、この委員の案に沿って委嘱させていただくということで賛同いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

はい、承認されましたので、よろしくお願いいたします。

では、第5号議案、新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の任命について、お願いします。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

それでは、資料14ページになります。同じく今月末をもちまして、長篠城址史跡保存館運営審議会委員の任期が満了しますので、新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づきまして、4月1日から2年間の期間の新委員の案を次ページのとおり提出いたします。

これまで委員を務めていただきました鈴木氏は継続を希望しないという御本人の意向ですので、今

回新規に1名の候補者を挙げております。5行目の方になります。そのほかの4名については、今期からの引き続いての候補となっております。

以上、御審議をお願いします。

〇職務代理者

お一人、交代されるということであります。御意見ございますか。

ないようですので、第5号議案の新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の任命につきまして、 原案に承認していただける方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇職務代理者

はい、ありがとうございました。承認されましたので、よろしくお願いします。

それでは、第6号議案の新城市スポーツ推進委員の委嘱について、生涯共育課、お願いします。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

それでは、16ページをお開きいただきたいと思います。新城市スポーツ推進委員の委嘱につきましても、任期満了によります改正であります。スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱するものを、本日教育長名で提出させていただきます。

17ページに名簿がついております。まだ2名の方が決まっておりませんでしたが、2名の方が選出されましたので、本日お配りしております名簿で確認させていただきたいと思います。28、29年度に務めていただいた方から9名の方が今回新たに30年・31年ということで、新たな方が任命をされております。

それぞれ、各選出地区から、選出単位でそれぞれ2月末までに選出をいただくことになりました。 この委員につきましては、32名の方を前回も任命している中の選出地区から出ているということで、 やめる方の交代の方を出していただいたということで、30年・31年につきましても、32名とい うことでお願いしておりますので、以上のように委嘱を提案させていただきますのでよろしくお願い します。

よろしくお願いいたします。

〇職務代理者

ただいまの提案につきまして、何か御意見ございますか。

ないようですので、全員の方が入っておりますので、それでは、30年・31年度の新城市スポーツ推進委員の委嘱について賛成していただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

ありがとうございました。では、承認されましたので、よろしくお願いしいたします。

それでは、第7号議案の新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について、生 涯共育課、お願いします。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

それでは、第7号議案、18ページからごらんいただきたいと思います。

この議案につきましては、新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正する規則を 次のように定めること、本日付で教育長名で提出させていただきます。 内容につきましては、12月議会に提出した体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う規則の改正であります。18ページにつきましては、それぞれ条文の字句の改正内容を示させていただいております。その字句に伴いまして、様式の第1から第2の中の、関係部分をさわっております。主に、条例改正でも説明させていただいたとおり、テニスコートにつきましてフットサルコートを兼用したということで施設のほうに加えさせていただいております。使用施設の用紙を施設に変えさせていただいて、19ページにありますように、フットサルコートとクラブハウス、2面について改めるということにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、次の20ページから21ページ、条文の新旧対照表、22ページ、23ページからそれぞれ 様式関係の改正に伴う新旧対照をつけておりますので、参考にしていただきたいと思います。

簡単でありますが、よろしくお願いいたします。

〇職務代理者

施設が二つ、フットサルコートとクラブハウスが加わったということと、あと表現を正確にするために若干変更されているということです。御質問、御意見ありましたらお願いします。

〇委員

今、見ただけであんまりよくわからないのだけれど、この表を見てください。 20ページ、21ページ。第3条の旧のほうをちょっと見ていただいて、第3条の2行目、真ん中あたりに、使用日とありますよね、使用日。これが新のほうになると、使用しようとする日と書いてありますよね。ちょっと使用しようとする日というのは何となく長いなという感じもするので、それはいいんですけど。私が問題にしたのは、第4条を見てください。第4条の1行目の右のほうに、旧のほうですよ、やはり使用日がありますよね、使用日。それで、新のほう見てください。今度は、使用する日ですよね。要するに、何で一方は使用しようとする日で、もう一方が使用する日になるんだという、極めて簡単なことに対する質問です。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

同じ意味でありますので、使用する日というのが正しいとは思いますが。

〇委員

どちらでもいいですよ、どちらか整合性があえばいいので。

検討しといてください。

〇生涯共育課参事(スポーツ・文化・図書館)

はい、ちょっと確認します。

〇職務代理者

どちらの表現にしても誤解はないと思いますけど。では、そこのところはお願いします。どちらかに統一していただくということですね。

ほかにはよろしいですか。

では、ないようですので、だたいまの提案につきまして、承認していただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇職務代理者

はい、ありがとうございました。全員賛成していただきました。

では、次に進めたいと思います。

第8号議案の新城市作手B&G海洋センター管理運営規則の一部改正について、お願いします。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

それでは、本日配らせていただきました第8号議案の説明をさせていただきます。

B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の規則の関連であります。本日付で、 教育長名で提出をさせていただきます。

こちらにつきましても、それぞれ条文の第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条から第 9条までそれぞれ字句の整備をさせていただいております。

様式につきましても、第1からそれぞれ第2の関係について、修正させていただいております。

中身につきましては、艇庫の使用料は徴収していないということの規定の整備に基づきまして、艇庫を削除しております。同じく条文の新旧対照表とそれぞれの様式の部分の使用施設の分について、 訂正をしておりますので御確認をいただきたいと思います。

簡単でありますが、よろしくお願いいたします。

〇職務代理者

今日配られたところですので、ちょっと目を通す時間がありませんが、艇庫が削除されて、あと訂正が何カ所か加わっているといったところです。

〇委員

これもさっきと同じでね、第3条の第4条に同じ内容のことがあるので、変えてあるのは何らかの 意味があるかもしれなし、ちょっとそこら辺で検討してみてください。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

はい。

〇職務代理者

では、その辺を検討していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〇委員

これはこれでよろしいかと思うんですけども、新城市のこういった公共施設は、利用の申し込みをするのがすごく難しいなと私は感じています。もともとやっている人はわかるんですよね。地元のどこかのクラブで、その手続を引き継いでいる人はわかるんだけども、新たにこういう活動を始めたいなと思った人は、ただ施設を借りるだけなのに何か物すごく大げさに、恐れ入りますがと相談に行かないとわからない。手続しにくいなというようなことを感じます。

端的にとは言わないですけれども、もう少し借りるための手続きが、ある程度わかっている人を前提に書かれていたり、説明されているような気がして、スポーツを振興していきたいという気持ちも当然あると思うので、新規に始める人にとってももう少し借りやすいとか、申し込みがしやすいとか、空き状況なんかを確認しやすいとか、そういうふうになるといいなということを常々感じていますので、その辺のことを考えていただけるとうれしいなと思います。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

いろいろな施設の情報もそうですけど、そういった申込書の申請をホームページ等にも上げている だけですが、確かに新たに借りる人が簡単にわかりづらいなということがありますので、また検討を させていただきたいと思います。すぐにネット予約だとか、そういうことはシステム的にはできない と思いますけど、今御意見をいただいたので、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

〇委員

この辺の用紙は、ダウンロードはできるんでしょうか。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

できます。

〇委員

これを書いてもっていくことは可能なんですね。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

可能です。

〇委員

ありがとうございました。

〇委員

今のことについてなんですけれども、例えば、そういうところを申し込んで、それを確定するっていうんですか、それは確かにその日を予約しましたよというのは、使用料を入金して確定するんでしょうか。例えば、中日文化センターとか、名古屋の文化センターは、電話で予約ができるんですが、入金をしてはじめてそれが確定するんですね。

新城市の施設については、どの状況で予約が確定したということになるのでしょうか。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

その件につきましては、当日現金で払ったり、納付書で払ったりですが、基本的には申請する日に 許可を出すという形にさせていただいております。ただその日にお金で申し込まれる方はいいんです けど、前もって納付書で払われる方は、中止になった場合、雨天などで使えなかったときには返還に なるので、そういった手続が発生します。基本的には申し込んだ時点で確定します。

〇委員

入金に関係なく申し込んだ時点でということですね。

〇生涯共育課参事 (スポーツ・文化・図書館)

そうです。

〇委員

わかりました。

〇職務代理者

ほかの件はよろしいですか。それでは、ただいまの作手B&G海洋センター管理運営規則の一部改正について、賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

(替成者举手)

〇職務代理者

ありがとうございました。承認されましたのでよろしくお願いします。

では、第9号議案に移ります。鳳来寺山自然科学博物館学術委員及び顧問の委嘱について、お願いいたします。

〇生涯共育課参事 (博物館)

では、第9号議案、28ページをごらんください。

鳳来寺山自然科学博物館学術委員及び顧問ですが、この3月末をもちまして、任期が満了となります。4月1日から2年間の任期で委嘱をする委員の方の提案をさせていただきたいと思っております。29ページに委員の名簿を掲げてございます。この委員のうち、動物のところの一番下の欄の川瀬さんでありますが、この方が新規の委員となります。植物の小林さんにかわる形で川瀬先生が新たに入られるということでございます。ほかの委員の方につきましては、変更はございません。

以上です。

〇職務代理者

平成30年・31年度の鳳来寺山自然科学博物館の学術委員及び顧問の方々のお願いです。何か御質問、ございませんでしょうか。

では、ないようですので、ただいまの提案につきまして、賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

ありがとうございました。承認されましたので、よろしくお願いします。

続きまして、第10号議案の鳳鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について、同じく生 涯共育課、お願いします。

〇生涯共育課参事 (博物館)

30ページになります。

鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱につきまして、この3月末で任期満了を迎えます。 本審議会委員につきまして、この4月1日から2年間の任期で委嘱を提案させていただく委員の方で ございます。

31ページに委員の名簿を掲げております。委員の方々につきましては、今年度までの2年と同じメンバーになります。30、31年度も同じメンバーでお願いをしたいと提案をさせていただきます。 以上です。

〇職務代理者

博物館の運営審議会委員は同じメンバーだそうです。 異議はございませんか。 では、承認される方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇職務代理者

ありがとうございました。承認されましたので、よろしくお願いします。

では、第11号議案の新城市教育委員会決裁規程の一部改正について、教育総務課、お願いいたします。

〇教育総務課長

それでは、本日お配りした資料でございます。第11号議案、新城市教育委員会決裁規程の一部改正でございます。

この改正は、第5条中「、幼稚園長」を削り、同条幼稚園長専決事項を削るということで、幼稚園 が廃止になることから今回決裁規程の改正を行うものであります。 以上です。

〇職務代理者

幼稚園が廃止になってこども園になるということで、それに伴う変更です。

何かございますでしょうか。

特にないようですので、ではただいまの提案につきまして、承認していただける方は挙手をお願い いたします。

(賛成者挙手)

〇職務代理者

ありがとうございました。承認されましたので、よろしくお願いします。

以上で議案のほうは終了といたします。

続いて、日程第4の協議事項について。

〇委員

先ほどの第9号議案とそれから第10号議案について、問題は全然ないんです。ただ、次年度からでいいので、やはりこの人たちが新しくなったのか、あるいは何期目なのかということがわかるように書いてもらえるとありがたいなと。よろしくお願いします。

日程第4 協議事項

〇職務代理者

では、協議事項の小中学校野外学習推進事業実施要綱について、これは学校教育課、お願いします。

〇学校教育課長

新城市児童生徒野外学習推進事業補助金交付要綱というものです。

今までも、野外学習推進事業がございましたが、今回から補助金に変わりますので、その交付要綱が必要になりました。29年度までは委託費という形でしたが、移行期間が終わりまして、来年度から小学校については市内の三宝を学ぶ。中学校につきましては、市外でもいいのですが、貴重な体験活動をする、三宝を生かしたような活動をするという内容について補助をすることにしております。

それに伴って、助成額が2ページ目にあるわけですが、小学生は一人当たり1,000円、中学生は一人当たり1,500円ということで、残念ながら半減させています。それにより、委託金よりも補助金のほうがふさわしいのではないかということになりまして、今回補助金要綱をつくらせていただきました。

内容につきましては、特に第1条「この要綱は、豊かな自然環境の中で」という言葉があります。 また、3条には、「補助対象事業は、新城の三宝(自然、人、歴史文化)に学ぶ野外活動及び貴重な体験活動をすることが認められる研修等として」という言葉がございます。この内容につきまして、補助金として一人当たりの金額を出していくという内容でございます。

今回新たにつくることになりましたので、協議事項として挙げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

〇職務代理者

ただいまの提案につきまして、何かございますでしょうか。大きく変わったところが、委託金から 補助金に変わって、補助額が半額になったということ。それから、小学校は市内に限って補助をする ということですね。

〇学校教育課長

そうです。

〇職務代理者

ちなみに、今までの小学校の野外学習は、市外で実施していたところが結構あると思うんですが、 どんなもんでしょうか。

〇学校教育課長

2年間移行期間がございまして、多くの学校が、作手にある安城市の野外センター、やまびこの丘、 県民の森を含めて、市内へ移しつつあります。しかし、29年度は三ケ日青年の家、美浜少年自然の 家、そういったところは残ってはいますが、来年度どういうふうになっていくか、ちょっとまだわか りません。

〇職務代理者

あらかじめそういう移行期間があって、周知はされておったと。

〇学校教育課長

はい、2年間の移行期間がありました。

〇職務代理者

わかりました。何か御意見がありますか。

〇委員

ちょっと確認ですけど、例えば美浜なら美浜を続けたいという学校があっても、それは補助金が出ないよというだけで、別に問題はないと、そういうことですよね。

〇学校教育課長

そうです。

〇委員

だけど、できるだけこの市の三宝を学ぶような活動にしてもらいたいと。 そういうことですよね。

〇学校教育課長

そうです。

〇職務代理者

ほかによろしいですか。

では、この方向で、来年度から実施していただくということで御了承ください。よろしくお願いします。ありがとうございます。

では、日程第5の報告事項に移りますが、ここで5分ぐらい休憩をとりたいと思いますので、お願いします。

午後 3 時 5 5 分 休憩 午後 4 時 0 0 分 再開

日程第5 報告事項

〇職務代理者

それでは、日程第5の報告事項に移ります。

最初に、3月定例市議会の内容について、教育部長さん、お願いします。

〇教育部長

それでは、3月定例議会のうち、一般質問、人事案件、その他の3点について報告させていただきます。

冒頭、教育長報告の中で触れていただきましたが、今回は、予算大綱と教育方針に関する代表質問がございました。代表質問は、厚生文教委員長の山崎祐一議員からで、予算大綱に関する質問としては、学校施設の整備として校内LANやエアコンに関することについて質問がされております。教育方針につきましては、部活動の見直し、体力・健康の増進、地域学園構想の推進、新城有教館高校を全面的に支援、教師の働き方改革と長期休業についての質問がございました。

これらにつきまして、教育長から答弁をしていただきましたが、内容については、市ホームページの議会中継からご覧いただければと思っております。

個人質問については、小野田直美議員、齊藤竜也議員、滝川健司議員の3名からございました。小野田議員からは公共トイレについてということで、小中学校のトイレについての質問がされております。齊藤議員からは、生涯スポーツ振興と教育方針の連携ということで、部活動の見直し等についての質問がありました。滝川議員からは、特認校制度の現状と見通し、東三河ジオパーク構想についての質問をいただきました。

議会中継録画は、現在3月7日までの一般質問の初日までしか見ることができません。小野田直美議員までで、教育部関係では、齊藤議員、それから滝川議員のものはまだ載っておりませんので、よろしくお願いいたします。

人事案件につきましては、先の会議で概要を申し上げましたが、瀧川委員の後任に、村松弥氏を任命するということで、3月9日に追加議案で上程させていただきまして、質疑はなく、最終日の3月19日に議会に同意をいただきました。

その他で報告ですけれども、厚生文教委員会委員長の山崎祐一議員が、委員長を辞任をされ、後任 の委員長につきましては、中西宏彰議員になっております。副委員長は浅尾議員でございます。

以上、報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

〇職務代理者

何か御質問、ございますか。いいですね。

それでは、2番目の平成30年度新城市教育研究実践推進事業について、学校教育課、お願いします。

〇学校教育課長

本日配らせていただきましたA4、1 枚のみです。平成30年度研究委嘱校等(予定)という紙をごらんください。

そこに、来年度の研究委嘱、研究発表等について書いてあります。一番上が研究委嘱校、これは県からの研究委嘱です。金銭教育を東郷東小、人権教育を千郷中、キャリアスクールプロジェクト、これは以前からあるキャリア教育で、中学2年生がいろんな職場で体験活動を行うということです。金銭教育につきましては、数年に1回、指定を受けるわけですが、金融広報委員会から受けております。

それから、人権教育につきましても数年に1回委嘱があります。以前は千郷小学校が2年間の研究委嘱を受けております。

次の研究発表等ですが、体徳知の教育会議推進事業につきましては、4校が10月25日に発表を 行います。今回、豊川とは日程が合わず、単独開催となります。10月25日の4校の発表で、この 体徳知の研究につきましては、全ての学校が発表を終了いたします。

そこで、次の研究委嘱ということで、「深い学び」と書いてありますが、新しい学習指導要領の、対話的で深い学びをテーマにして、新城小、庭野小、千郷中が32年度発表に向けて研究を推進していきます。

スクールカウンセラーの設置については全中学校とその小学校 3 校、ユネスコスクールに加盟しているのは、作手の小中学校です。

以上です。よろしくお願いします。

〇職務代理者

ただいまの件につきまして、何か御質問ありますか。

〇委員

相談活動のところですけど、スクールカウンセラー設置事業は今までの継続ですよね。

〇学校教育課長

そうです、変わっていません。

〇委員

はい、わかりました。

〇職務代理者

私から1点、お願いします。研究委嘱ですが、研究というのは非常に大事なことですが、多忙化という面でいうと、働き方改革ともかかわって、愛知県も研究委嘱はできるだけ抑えるようなことを以前聞いたのですが、実際に減っているのでしょうか。

それから、新城の場合、本年度4校が研究発表して一巡するので、その後は4校から3校に減らすというそういう方向でしょうか。その委嘱の数、学校数についてです。

〇学校教育課長

まず、県からの委嘱につきましては、県全体がどういう動きになっているか、私は把握をしてない のですが、今回新たに金融・金銭教育と人権教育を受けました。

市の体徳知の研究につきましては2年研究でした。2年間で研究をし、2年目にすぐ発表という形です。次の深い学びにつきましては、3年間の委嘱としました。2年しっかり研究をして、3年目に発表ということですので、今までよりもスケジュール的にはタイトではないと考えられます。体徳知は、どちらかというと総合的な学習の研究が多いような印象をもっていますが、今回、深い学びということになりますと、教科研究でやっていきたいという気持ちをあらわしています。教員の授業力向上というのは、これは本分でありますので、その部分で多忙化ということではなく、ここは前向きに捉えて頑張るということです。

〇職務代理者

ちなみに、県の指定は本年度はなかったのですか。新たに、2校加わるのですか。

〇学校教育課長

そうなります。

〇職務代理者

わかりました。

〇委員

そうすると、31年度の発表校はないということですか。

〇学校教育課長

平成31年度につきましては、東郷東小学校が県の研究と市の研究も兼ねて発表を行います。千郷中学校につきましては、人権教育研究については研究発表をもつ必要はないということです。ただし、この研究を継続して平成32年度に発表するという形をとっております。

〇職務代理者

もう1点、私から。

経験委嘱は3年でということなのですが。これは、毎年3校ずつ指定はしていくのですか。3年、3年、3年ということで。

〇学校教育課長

はい。サイクルが組んでありまして、3校ぐらいずつの指定という予定です。

〇職務代理者

わかりました。新学習指導要領に基づいて多忙化が予想される中ですので、研究も大事だと思いますが、英語、道徳、プログラミング教育といった新たに加わる内容への対応が落ちつくまでが大変だと思います。さらに、そこへ研究指定で多忙化に拍車をかけることに懸念をしております。

以上です。

ほかにはよろしいですか。

では、次にいきたいと思います。

では、3番目のつくで交流館の状況についてお願いします。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

それでは、昨年4月の開館から間もなく1年が過ぎますつくで交流館の状況等について、2点報告 したいと思います。

まず、1点目ですが。平成30年度から大きく変更するところがございます。この1年間は、生涯 共育課で施設を所管してきましたが、来月からは、作手総合支所地域課が施設を所管することとなり ます。つくで交流館に配属されている職員も、全員所管課が地域課に変わります。

これまで交流館の所管は生涯共育課、実質的な管理が作手地域課という変則な形で1年間進めてきましたが、新年度からは、これらが統一されるということになります。

所管が変わりましても、作手地区の共育活動の拠点であることに変わりはありませんので、生涯共 育課としましては、今後も必要に応じて支援を行うものでございます。

次に、報告の2点目になりますが、開館1年目の交流館の利用状況について報告したいと思います。 本日、A41枚の資料を別でお配りしてありますが、横長の表になります。一番上に、「平成29年 度つくで交流館利用可能日数及び回数」と書かれたものです。

一番上のところには、利用可能日数及び回数の表があります。上段が開館していた日数で、下段が 1日に午前・午後・夜間の3回の利用が可能でありますので、3倍した回数を記入しております。 それから、その下の利用率及び稼働率の表になりますが、これは、児童クラブと図書室の利用者及び施設の見学のみの人数を除きました、純粋にホールなどの施設を利用した数をまとめたものです。 月別に5つの部屋別に利用日数、利用回数、利用人数をそれぞれ集計しておりまして、それぞれ利用率、稼働率を計算したものです。

表の上半分は、ホール、調理室、和室となっておりまして、下半分が、多目的会議室、小会議室、 それから、全体の合計という欄になっています。合計欄の利用回数の一番下から2行目のところ52 2件というのが、4月から2月末までの累計回数ということになります。

利用率と稼働率につきましては、欄外の左下の米印のところに例が書いてあるのですが、利用率とは、利用日数を利用可能日数で除した率ということで、ホールの11月の行を例で見ていただきたいと思うのですが、ちょっと太く囲ってあるところになりますけれども、利用日が20日間ありましたので、一番上の11月の利用可能日数の26日で割って、利用率は77%というふうに出してあります。

同じく、稼働率は、ホールの11月のところを見ていただくと24回の利用回数がありまして、1 1月の利用可能回数の78で割って、稼働率が31%というふうに出ております。

施設全体2月末までの合計欄の太枠で囲ってあるところですが、利用率が33%、稼働率は12% となっております。

参考になるかどうかはわかりませんが、桜淵にあります青年の家で、上半期利用分も同じような数字が出されているのですが、利用率は77%、稼働率は43%となっております。

作手地区の人口規模を考えますと、大変多くの利用があったことがわかると思います。作手地区の 共育の拠点として、大いに活用していただいているという状況にあったと思います。今後も、生涯学 習推進のため、作手地域の方はもとより、他地域の方にも利用していただけるよう情報発信していき たいと思っております。

以上です。

〇職務代理者

何かありますか。

では、次に移りたいと思います。

4番目の作手歴史民俗資料館の管理についてお願いします。

〇生涯共育課長(共育・文化財)

ただいま御説明しましたつくで交流館の所管の変更に伴いまして、作手歴史民俗資料館の管理等につきましても変更がございますので御報告したいと思います。特に資料はございません。

所管課につきましては、生涯共育課で変更はありませんが、つくで交流館の管理とこれまで一体管理という形でこの1年間やっておりましたが、つくで交流館の所管が変わることによりまして管理を切り離して行っていきたいということでございます。単独で民俗資料館を管理するということです。

実際の管理業務につきましては、シルバー人材センターへ業務委託を継続するという予定になっておりますが、平成30年度の当初予算では、9月末までの半年分の予算となっております。これは、当初予算の査定作業の段階におきまして、作手歴史民俗資料館の今後のあり方について教育委員会としての方針を求められておりまして、その方針が定まるまでの当面の予算という形で計上されたというものになります。早急に今後の方針を検討させていただきまして、9月以降の予算を確保できるよ

うにする必要がございます。

つきましては、地元の作手地区の中で検討会議をもちまして、地域の御意見を踏まえながら方向性 を検討していきたいと思っております。

また、案が固まり次第、この場でも御協議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 以上です。

〇委員

念のために確認ですが。つくで交流館と切り離してということは、つくで交流館のほうは総合支所の地域課。歴史民俗資料館のほうは、生涯共育課で。そういう意味ですか。

〇生涯共育課長

はい。そうです。

〇委員

わかりました。

〇委員

この作手民俗資料館2回ほど伺ったことがあるのですけれども。そのとき感じたのは、何か空気がよどんでいるというのですかね。失礼な言い方ですが、ちょっとカビ臭いかなということを思ったのですが。

そうしましたら、今日、自然科学博物館で全館清掃というのを業者の方がやっておられたというの を知りまして、例えば、民俗資料館でもそういうことをされる御用意はあるかなとか。あるいは、窓 の開閉を気をつけられるとか、何かそういう手を打つことを考えていただくとありがたいと思います。

〇生涯共育課長(共育·文化財)

清掃につきましては、日常清掃ということは週に2回ほどシルバーの方にお願いをしてやってはいるのですが、建物の構造的に展示室は窓がないので、なかなか空気の入れかえができないのかなというふうに思っております。

ただ、できる限りは、通風を試みるような体制が取れるといいのですけれども、なかなかそこが難 しいものですから。今後、いい方法があるのかということを検討させていただきたいと思います。

〇委員

はい。お願いします。

日程第6 その他

その他について、事務局より連絡事項等について報告。

〇学校教育課長

報告事項ということでお願いします。

特認校制度を使って、来年度1年生の児童が鳳来東小学校へ入学するということを聞いております。

〇委員

初ですね。よかったですね。

〇職務代理者

それでは、ほかにはよろしいですか。 どうもありがとうございました。 それでは、次回の定例会議ですが、4月26日(木)2時半から1階の生活改善実習室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、3月の定例教育委員会議を終了といたします。 どうもお疲れさまでした。

閉会 午後4時50分

教 育 長

職務代理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記